三　テレビジョン受信機が有害使用済機器となったもののプリント配線板のうち変圧器等が取り付けられた電源回路を有するもの及びこれと一体として設置されている部品について、当該有害使用済機器からこれらを分離し溶融加工することにより当該プリント配線板及び当該部品に含まれる金属を回収する方法又は当該方法により得られる量と同程度以上の量の金属を回収する方法

四　テレビジョン受信機が有害使用済機器となったもののうち液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）にあっては、次のイ又はロに掲げる方法

イ　蛍光管のうち水銀又はその化合物（以下「水銀等」という。）を含むものについて、次のとおりとする。

(1)　破砕設備を用いて破砕するとともに、破砕に伴って生ずる汚泥又はばいじんについても(2)又は(3)のいずれかの方法（水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。以下同じ。）を当該汚泥又はばいじん一キログラムにつき千ミリグラム以上含有する汚泥又はばいじんにあっては、(3)の方法）により処理する方法

(2)　薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、水銀等が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法

(3)　ばい焼設備を用いてばい焼する方法その他の水銀の回収の用に供する設備を用いて加熱する方法であって、ばい焼その他の加熱工程により発生する水銀ガスを回収する設備を用いて当該水銀ガスを回収する方法

ロ　液晶パネルのうち砒素又はその化合物（以下「砒素等」という。）を含むものについて、次のとおりとする。

(1)　溶融設備を用いて溶融した上で固化するとともに、溶融に伴って生じる汚泥又はばいじんについても(3)又は(4)のいずれかの方法により処理する方法

(2)　焼成設備を用いて焼成することにより砒素等が溶出しないように化学的に安定した状態にするとともに、焼成に伴って生ずる汚泥又はばいじんについても(3)又は(4)のいずれかの方法により処理する方法

(3)　薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、砒素等が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法

(4)　酸その他の溶媒に砒素等を溶出させた上で脱水処理を行うとともに、当該溶出液中の砒素等を沈殿させ、当該沈殿物及び脱水処理に伴って生ずる汚泥について、砒素等が溶出しない状態にし、又は製錬工程において砒素等を回収する方法

五　ユニット形エアコンディショナー、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機又は衣類乾燥機（家庭用機器であるものに限る。）が有害使用済機器となったものに含まれる特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成六年政令第三百八号）別表一の項、三の項及び六の項に掲げる特定物質並びに地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボン（以下「特定物質等」という。）のうち冷媒として使用されていたものを発散しないよう回収する方法

六　電気冷蔵庫又は電気冷凍庫（家庭用機器であるものに限る。）が有害使用済機器となったものの断熱材のうち特定物質等を含むものについて、次のいずれかに掲げる方法

イ　当該断熱材に含まれる特定物質等を発散しないよう回収する方法

ロ　当該有害使用済機器から当該断熱材を分離し断熱材その他製品の原材料を得る方法

ハ　当該断熱材を焼却することにより当該断熱材に含まれる特定物質等を破壊する方法

七　令第十六条の二第一号から第四号までに掲げる機器と同様の構造を有するものが有害使用済機器となったものにあっては、技術的に可能な範囲で、二から六までに掲げる方法に準ずる方法（ただし、ユニット形エアコンディショナー、電気冷蔵庫又は電気冷凍庫であって、家庭用機器と同様の構造を有するものが有害使用済機器となったものにあっては、五に掲げる方法）

○関東地方整備局告示第五十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十二日　関東地方整備局長　泊　宏

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百九十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
市川市北国分一丁目二四五三番一から同市北国分一丁目二四五四番一まで	前	七七・一〇～八四・八四メートル
	後	七七・一〇～一〇〇・六八メートル
市川市高谷二丁目五二八番一から同市高谷二丁目五三三番二まで	前	八〇・二三～八九・七三キロメートル
	後	八〇・八九～一〇二・一八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○近畿地方整備局告示第四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月十二日　近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十四年近畿地方整備局告示第六号中播都市計画道路事業三・四・十二号龍野線、三・四・百十二号宮田線及び三・五・八十一号網干線

三　事業施行期間　自平成二十四年一月十八日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月十二日　近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第六百六十七号南部大阪都市計画道路事業三・四・二百十七―八号堺港大堀線

三　事業施行期間　自平成九年三月十七日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし